

第1 規制①について

1 規制①では顔を隠して集団行進に参加することが禁止されているが、そもそもかかる集団行進が憲法の保護下に置かれているか。

まず、憲法は 21 条 1 項において表現の自由としての集会の自由を保障している。そもそも表現の自由は自己統治および自己実現に資する権利として重要であり、代表民主制を採る我が国では国民の政治過程における判断材料を提供する意味でも重要な役割を果たす。そして、集会は個人の表現内容を拡散する上でも表現の自由をより実効的なものとする手段であるといえる。

本件で問題となる集団行進についても、個人の表現内容を拡散する上で有効的であり、「動く集会」として上記集会の自由の保護下にあると解する。

また、本件では「顔を隠して」集会に参加する行為が問題となるが、21 条はその保護を享受するためには必ずしも発信者の顔を明らかにして身元を明かさなければならない趣旨と解することはできず、その権利の重要性に鑑みて、他の権利との衝突がない限りどのような手法であっても表現行為を最大限保護する趣旨であると解する。よって、同条によって顔を隠して集会に参加する権利も保障されていると解する。

2 顔を隠して集会に参加する権利が 21 条によって保障されているとして、本件規制①によりかかる権利が制約されているかが問題となる。

確かに本件では集団行進中に顔を隠す行為を規制しており、集団行進という表現活動そのものを規制しているわけではない。しかし、上記の通り表現行為は最大限尊重されるべきであり、顔を隠して集会に参加することも個人の自由であることを踏まえると、同規制は 21 条の保護下にある権利を規制しているともいえる。

また、参加者の中には顔を隠すことで報道に映ることや就職活動などに影響することへの心配が払拭されることから行進に参加したものもいるのである。このことから、顔を隠すことを禁じることでそのような参加者は集団行進という表現行為をしにくくなり、この意味でも表現の自由への制約がなされているといえる。

もっとも本件では顔を隠した集団行進への参加を一律に禁じており、参加者も顔を隠すこと自体を表現活動とは認識していない。そこで、本件規制は表現内容に着目したものではなく表現方法に着目した内容中立規制であるといえ、21 条の趣旨に照らすと規制態様として認められる余地がないこともない。

3 よって、ここまでで検討した集団行進の自由の重要性と本件規制の態様を踏まえ、本件規制の目的が必要不可欠で、その手段が必要最小限度であるといえる場合に限り、本件規制が正当化されると解する。

まず本件規制①の目的は公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することにある。前述の通り表現の自由といえども無制限に許容されるものではなく、他の人権と衝突する場面では調整が必要である。そして、公共の安全が害されれば人の生命・身体にも影響が及ぶことが考えられることから、そのような影響を防ぐことは当然であり、本件目的は必要不可欠であるといえる。

次にかかる目的達成のための手段についてであるが、本件規制①によって顔を隠した集団行進への参加が全て禁止されている。確かに顔を隠した参加者の暴力的行為は問題となり、事件が発生した場合でも顔を隠れているために被疑者の特定が難しいという問題がある。また、感染症対策などでマスクをすることは「正当な理由」として規制対象から除外する措置も採られており、規制手段として合理性が認められないともいえない。

しかし、前述の通り集団行進は表現活動において重要な役割を果たし、顔を隠すことによって表現活動の活発になるといえる。その上で顔を隠した参加者の一部が暴力的行為を行ったからといって顔を隠した集団行進を一律に禁止することは、集団行進を軽視し、表現活動を萎縮させる恐れのある危険な手段であるといえることができる。

よって、規制目的の重要性を踏まえても、本件規制の手段は表現の自由を必要以上に侵害するものであり、目的達成のために必要最小限度であるとはいえない。

したがって、本件規制は正当化することはできない。

4 以上より、規制①は憲法 21 条 1 項に反して違憲である。

基準を立てた後の当てはめが薄い

そこに時間をかけられるように他への時間を考える

結論を先出しにして 3 段論法を毎回使わなくてもいい

実務でも長い文章は嫌われる

反対説にも触れる（もっと分かりやすく反対っぽく書く）

目的審査の部分も問題文の事実を使えばもっとボリュームが出る

法律論をコンパクトに書けるように練習

第 2 規制②について

1 規制②では一定の団体について、当該団体がその活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、SNS のアカウント等について報告を義務付けている。

表現の自由について保障する 21 条は「一切の表現の自由」を保障しており、その手段は問われていない。そのため、たとえその媒体が機関紙、ウェブサイト、SNS であったとしても、そこに発信元の団体の意見や思想、意思などが現れているのであれば、それは同条の保障の範囲内である。よって、団体が機関紙、ウェブサイト、SNS 等を用いて情報を発信する自由は 21 条によって保障される。

また、表現の自由の重要性については第 1 で述べた通りである。

2 次に、本件規制②によって上記情報発信の自由が制約されているかが問題となる。本件規制②によって機関紙やウェブサイト、SNS のアカウント等の存在について指定機関への報告が義務付けられている。本件規制②によって上記の表現行為が直接禁止されることはなく、あくまで報告のみが課されている。

しかし、たとえ直接禁じられなくとも、本来表現の自由は最大限の尊重を受けるのであり、その手段や態様について公権力に把握され、表現行為をするにあたって報告をすることが当然に許容されるとはいえない。むしろ、報告が義務付けられ、公権力の監視下にあるという状況は、表

意者に少なからぬ不安感をおぼえさせ、自由な表現行為を妨げるものであるといえる。

よって、このような点において本件規制②は上記情報発信の自由を制約しているといえる。

もっとも、本件で機関紙等の媒体の報告が義務付けられるのは公共の安全を害する行為を行ったものが一定比率以上含まれる団体のみであり、規制の対象はそれほど広範に及ぶものではない。また、報告が義務付けられる情報は、その媒体のサービス利用者であれば誰でも見ることのできるものに限定されている。これらの点は以下の検討において考慮に値するといえる。

3 上記で検討した情報発信の自由の性質、本件規制の態様に鑑み、本件規制②が正当化されるためには規制目的が重要で、目的達成のための手段が目的との間に実質的関連性を有することが必要であると解する。

まず本件規制②の目的は①と同様に公共の安全を害する行為を実効的に抑止することであり、これは①と同様に重要性を認めることができる。

次にかかる手段については、確かに媒体の報告義務は間接的に表現行為を萎縮させる恐れがあるということ是可以する。しかし、報告させている情報は誰でも接することのできるものであることから、本件規制はあくまで上記目的達成のために迅速かつ効率的な情報収集をするため、一定の団体自身に報告をさせているに過ぎない。また、報告が義務付けられる団体についても公共の安全を害する団体として当該規制の条文に該当するものに限定されている。よって、本件規制は表現行為をいたずらに制限するものとはいえず、あくまで公共の安全の保護を目的とし、その目的達成に資するものであるといえる。

これらを踏まえ、本件規制②はその目的との間に実質的関連性を有するといえる。

4 したがって、表現の自由への規制を正当化することができ、本件規制②は憲法に違反しない。

以上